

一般社団法人 日本総合健診医学会 産業医学奨励賞・規程

(総則)

第一条 日本総合健診医学会産業医学奨励賞（以下、本賞）の運営に関わる事項を定める。

(目的)

第二条 学術大会における産業医学活動に関連した発表を表彰する制度を設けることを通して、会員の産業医学活動のさらなる展開、会員間の交流・継承を促進し、ひいては総合健診ならびに予防医学の発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第三条 対象は日本総合健診医学会学術大会における産業医学に関する一般演題とする。
2 本賞を希望する会員は、学術大会の演題申込み時に指定された手順に従い応募する。

(選考)

第四条 本賞は、産業保健委員会で構成する選考委員会において選考する。
2 本賞は、毎年3名以内に授与するものとする。但し、該当者が無い場合には見送ることができる。

(授賞内容)

第五条 本賞の授賞に関わる経費は、日本総合健診医学会一般会計の予算において執行する。
2 授賞は、受賞者各人に賞状、賞金 50,000 円とする。

(授賞式)

第六条 日本総合健診医学会年次大会懇親会時において、授賞式を行う。

(改廃)

第七条 この規程は、理事会で5年毎を目途に改廃を含めた見直しをする。

附則

この規程は、令和2年6月11日から施行する。

令和2年6月11日付理事会承認
令和4年4月14日付理事会承認